

技術開発コンソーシアムの動向に見る多国籍企業の競争行動
—標準必須特許に対する FRAND 解釈の方向性からの考察—

兵庫県立大学 内田康郎

IoT と呼ばれる「モノと通信の融合」は、われわれの身の回りに浸透するようになってきた。こうした状況はわれわれの生活を便利にするものではあるが、一方で業界を越えた企業間の技術連携が前提とされるだけに、より複雑な事業環境が形成されつつある。さらに、こうした市場で事業活動を進める企業の多くが国際的な領域で事業展開を進めてきたことを踏まえると、この背景にあるのが、「国際ビジネスの業際化」であることを認識する必要がある。加えて、このような中で米中間の対立も加わるようになったため、より一層複雑な状況が多国籍企業の事業活動に見出されるようになってきているのが、多国籍企業にとっての近時の事業環境と言えるだろう。

報告者は、これまで技術標準を策定する技術開発コンソーシアムを見てきたが、そこで確認できたことが「国際化と業際化の同期化」といった現象だった。そして、この現象は既存の多国籍企業理論だけでは整理することのできないことを問題視してきた。なぜなら、こうした現象の延長線上には、「知財の無償化」と呼ぶことのできる戦略的な取り組みが確認できたからである。

Bluetooth や QR コード、RFID に見られるように、国際化と業際化が同期化する事業分野では民間企業の持つ知財が無償化されている。かつて、知財戦略においては、特許保有者によるプロプライエタリな戦略が注目されていたが、2010 年以降こうした分野においては実施許諾を受けた者が利用しやすい環境がつくられていった。技術標準を設定する多くのコンソーシアムにおいて、ロイヤリティフリーを前提とした標準開発が進められていったのである（2017 年本学会全国大会統一論題にて報告）。

このような状況は今日においても未だ観察される場所ではあるが、ここにきて米国や欧州の競争当局や司法の判断には、こうした傾向とは明らかに異なる考え方が示されるようになってきている。その代表的なケースとして、米国連邦取引委員会（FTC）とクアルコムとの間で起こった訴訟事件、同様にノキアとダイムラーとの間での訴訟事件（欧州）を挙げることができる。争点はいずれも標準必須特許（SEP）に対する FRAND¹⁾視点からの捉え方にある。

FTC 対クアルコム事件では、SEP のライセンスなどに関するクアルコムの一連の商慣行が反トラスト法に違反するか否かが問われ、当初 2019 年 5 月の地裁判決では、同社の商慣行が反トラスト法に違反するものとされ、同社にはライセンスの差止命令などが出されていた。ところが、2020 年にはこの考え方が完全に覆されることになる。同年 8 月に出された控訴審判決は地裁判決を破棄し、クアルコムに対する差止命令が無効にされているのである。

こうした「権利者有利」となる判断は「国際ビジネスの業際化」が進む中でも見られるようになってきている。ノキア対ダイムラー事件は、まさにその典型的なケースとなる。

¹⁾ FRAND (Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory terms and conditions) とは、ライセンサがライセンスに対して公正、合理的かつ非差別的にライセンスすることを意味するものであり、多くの技術開発コンソーシアムにおいて標準化を進めるにあたって、当事者に FRAND 宣言することを求めている。その捉え方の具体的な内容について、ここではあまり触れないが、当日の報告では詳述する予定である。

先のクアルコムの場合は、携帯電話のモデムチップに関する SEP を持つクアルコムと、それを利用する事業者間の問題であり、同じ携帯電話業界の内部で生じた一件と見る事ができるのに対し、ノキア対ダイムラー事件の場合は、いわゆる「コネクテッドカー」と呼ばれる自動車の開発に通信技術が欠かせなくなってきた中で生じた業際領域でのケースである。

無線通信技術 4G/LTE の SEP を有しているノキアは、2016 年 11 月以降、ダイムラーに対してライセンスの申し出を行ったが、同社は交渉の席につくことを拒んでいた。ダイムラーにとっては、当該技術はダイムラー車を製造するサプライチェーンの過程で組み込まれているものであるため、ノキアの SEP が含まれた部品を製造するサプライヤーがノキアからライセンス付与を受けるべきとの考え方があったからだった。このダイムラー側の論理に対し、ノキアは同年ドイツ国内において権利侵害訴訟を申し立て、翌 20 年には審理していた裁判所がダイムラーに対して差止命令を下すとともに、ダイムラーの損害賠償責任を認めるという判断を示した。ダイムラーは現在、ノキアの要求する特許料の支払いに応じている。

FTC 対クアルコム事件やノキア対ダイムラー事件と同様の訴訟が欧米で数多く起こされているが、ここ数年、明らかに権利者有利となるような判断が下されるようになってきている。これは、2010 年以降にみられた実施者に有利な判断からの大きな変化とも受け取れ、プロパテント化への回帰を感じさせる現象となっている。このことが米中摩擦と直接関係するかどうかの確認はとれてはいないが、無関係であると考えの方が難しいように思える。事実、中国もプロパテント化へと向かっているためである。

こうした、国際ビジネスが業際化する状況の中で当局が向かっている先にあるのがプロパテント化であり、そしてそれは SEP 保有者の保護につながるという傾向は、多国籍企業の競争行動に大きな影響力を及ぼすことは言うまでもない。実際、今年に入り、ノキア対ダイムラー事件と同じ事案がトヨタやホンダにも降りかかっていることが報道された。世界の通信関連企業約 50 社で構成されるパテントプール「アバンシ(AVANCI)」は、4G/LTE の SEP を保有しており、現行車でこれら技術の実施を進めているトヨタやホンダに対し 1 台あたり 15 ドルの使用料を支払うよう求めているというものである。年に 1,000 万台生産するトヨタにとっては、年間およそ 180 億円のコスト増をもたらす計算となる。

トヨタ側の意向は、先のダイムラーの論理とほぼ同じ内容であるが、ダイムラー事件の判例がある以上、トヨタだけが例外になるとは考えにくい。

こうした実態を多国籍企業理論から見るとどうなるだろうか。トヨタは 2022 年 3 月期決算で過去最高益を更新したことを発表している。Covid-19 や材料費の高騰、半導体不足が深刻化する中での最高益更新である。実際同社は近年、事業構造を大きく変えるなどを通じ、外部環境の変化にうまく対応しながら、自社の経営資源を柔軟に組み替えるなどの施策が奏功しているようにみることができる。DC 理論で説明することもできるだろう。

だが、上述したような環境の変化、すなわち「国際ビジネスの業際化」と「FRAND の再解釈に基づくプロパテント化の進展」を考えると、また別の角度からの検討が必要になるのではないだろうか。先のダイムラーの論理が通じなくなったという事実は、自動車業界のバリューチェーンにおける完成車メーカーのコントロール能力が揺さぶられることを意味するようにも看取できるためである。

報告当日は、以上のような内容に関係機関へのヒアリング内容も含め、多国籍企業研究に資することができるよう努めたいと考えている。